

報告第16号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年9月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された契約金額の
増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された契約金額の増減について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

- 1 件名及び契約名 令和4年第1回杉並区議会定例会において議案第9号により議決を得た「杉並区立高円寺北子供園及び併設2施設改修建築工事」
- 2 金額の変更 議決を得た契約金額 金429,000,000円
変更後の契約金額 金432,454,000円
契約金額の増額 金3,454,000円
- 3 変更理由 令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置により、契約金額の変更を行ったため。
- 4 専決処分年月日 令和4年8月2日